

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和8年2月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 もじやこ漁業

(1) 制限措置

番号	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶の 数	漁業を営む 者の資格
1	もじやこ漁業	鹿児島県 沖合一円	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	112隻	鹿児島県に漁業の根拠地を有する者たち、別途知事が定める採捕計画尾数に基づき需給契約を締結した漁業協同組合と納入契約を交わしている者
2	もじやこ漁業	鹿児島県 沖合一円	3月1日から 7月31日まで	定めなし	定めなし	28隻	大分県に漁業の根拠地を有する者たち、鹿児島県と大分県との間で締結しているもじやこ漁業操業等に関する協定書に参加している者

(2) 申請すべき期間

令和8年2月2日（月）から同月13日（金）まで

(3) 漁業許可の有効期間

令和8年3月1日から同年7月31日まで

2 小型機船底びき網漁業

(1) 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手縫第2種漁業 (貝曳網自家用餌曳網漁業)	南さつま市野間岬正西の線以北の鹿児島県海域。ただし、八代海は除く。	1月1日から12月31日まで	15トン未満	定めなし	1隻	定めなし

(2) 申請すべき期間

令和8年2月9日（月）から同月27日（金）まで

(3) 漁業許可の有効期間

許可日から令和9年10月31日まで